

新潟市地方産業育成資金貸付規程を廃止する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第3号

新潟市地方産業育成資金貸付規程を廃止する規程

新潟市地方産業育成資金貸付規程（昭和37年新潟市訓令第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日前に、この規程による廃止前の新潟市地方産業育成資金貸付規程の規定により貸付を受けた資金については、なお従前の例による。